東根市立小学校小規模特認校の就学等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を推進している小規模な市立小学校において教育を受けさせたい保護者の希望に応え、当該小学校の通学区域(東根市小中学校通学域に関する規則(昭和61年教育委員会規則第2号。以下「通学区域規則」という。)第2条に規定する通学区域をいう。以下同じ。)外の児童が就学することを認める制度(以下「小規模特認校制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校(以下「小規模特認校」という。)は東根 市立高崎小学校とする。

(対象児童)

- 第3条 小規模特認校制度により就学することができる児童は、当該小規模特認校通学区 域外の新入生及び小学校に就学する全学年の在校生(以下「対象児童」という。)とする。
- 2 前項の通学区域外とは、東根小学校区、神町小学校区、東根中部小学校区及び大森 小学校区(以下「小規模特認校制度適用学校区」という。)とする。

(就学できる児童)

第4条 小規模特認校へ就学できる児童の数は、東根市教育委員会(以下「教育委員会」 という。)が当該小規模校に在籍する児童の数を勘案し、毎年度定める。

(就学時期及び就学期間)

- 第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。
- 2 小規模特認校に就学する児童は、小学校を卒業するまでの間、当該小規模特認校に 就学するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該児童又はその保護者の事情により当該小規模特認校 への就学が困難となった場合には、通学区域規則第2条の規定による小学校に就学す るものとする。

(就学の申請)

第6条 小規模特認校制度による就学を希望する対象児童の保護者(以下「保護者」という。)は小規模特認校就学申請書(様式第1号)を11月1日から翌年の1月10日までの開

庁日に、教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、同項に定める期間外においても申請書を提出することができる。

(就学の条件)

- 第7条 前項の申請を行おうとする保護者または児童は、次の各号に定める条件を満たして いなければならない。
 - (1)保護者及び児童がともに小規模特認校制度適用学校区に住居していること。または、第5条で規定する就学の期日までに小規模特認校制度適用学校区に転入又は転居する見込みがあること。
 - (2) 通学する小規模特認校の教育活動に賛同し、協力をすること。

(就学の許可等)

(就学の許可の取消)

- 第8条 教育委員会は、第6条の規定により就学の申請があったときは、その内容を審査し、 就学の可否について決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により就学の可否を決定した時は、その結果について、小規模特認校就学決定通知書(様式第2号)により当該保護者に通知するものとする。
- 第9条 教育委員会は、就学を許可した後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき、又は就学の目的に沿わない事由が生じたときは、就学の許可を取り消すことできる。

(中学校入学)

- 第10条 この要綱により小規模特認校に就学した児童が、中学校に入学する際において、 希望する場合は、在籍する小規模特認校区の中学校に入学することができるものとする。
- 2 前項の場合は、就学指定校の変更手続きを行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令達の日から執行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。